

第8回いわき都市圏総合都市交通推進協議会

1 日時 令和5年5月24日（水）10時～10時45分

2 場所 産業創造館 企画展示ホール

3 参加者

No	区 分	所 属	委 員	出欠	備考
1	学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 都市システム工学科 教授	齊藤 充弘	○	会長
2	一般旅客自動車 運送事業者等	公益社団法人 福島県バス協会 専務理事	穴戸 紳一郎	欠	
3		一般社団法人 福島県タクシー協会 いわき支部 支部長	吉田 憲一	○	
4	貨物自動車運送事業者 が組織する団体	公益社団法人 福島県トラック協会 いわき支部 支部長	松尾 活秀	○	
5	一般乗合旅客自動車 運送事業者	新常磐交通株式会社 常務取締役	門馬 誠	○	
6	高速道路管理者	東日本高速道路株式会社東北支社 いわき管理事務所 副所長	奥野 俊	○	
7	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 企画室長	石川 健一	○	
8	商工業	いわき商工会議所 議員	山崎 建見	代理出席 小野順一氏	
9	公共交通機関 利用者代表	いわき市行政嘱託員連合協議会 副会長	武田 征也	○	
10		福島県高等学校PTA連合会いわき地区 会長	前田 賢一	欠	
11		いわき市社会福祉協議会 副会長	越智 春子	欠	
12	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	常磐交通労働組合 執行委員長（バス運転手代表）	中丸 一三	○	
13		尼子タクシー労働組合 執行委員長（タクシー運転手代 表）	島脇 勝彦	欠	
14	国	国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所 副所長	穴戸 英雄	○	
15		国土交通省東北地方整備局 小名浜港湾事務所 副所長	浅野 宣幸	欠	
16		国土交通省東北運輸局福島運輸支局 首席運輸企画専門 官	佐々木 由隆	○	
17	県	福島県いわき地方振興局 次長兼企画商工部長	角田 和行	○	
18		福島県いわき建設事務所 主幹兼企画管理部長	木田 隆典	○	
19		福島県小名浜港湾建設事務所 主幹兼次長	佐藤 勇雄	○	
20	公安委員会	福島県いわき中央警察署 交通第一課長	松本 靖則	代理出席 津野隆浩氏	
21		福島県いわき東警察署 交通課長	佐藤 竜一	代理出席 増子氏	
22		福島県いわき南警察署 交通課長	東 智	欠	
23	市	いわき市総合政策部 部長	山田 誠	代理出席 西山課長	
24		いわき市観光文化スポーツ部 部長	千葉 伸一郎	○	
25		いわき市土木部 部長	草野 光平	○	
26		いわき市都市建設部 部長	永井 吉明	○	副会長
アドバイザー					
1	学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科 教授	芥川 一則	○	
2	学識経験者	福島大学 経済経営学類 准教授	吉田 樹	欠	

4 配布資料

次第

席次

出席者名簿

議案書

資料 1：会議資料

参考資料 1：いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託プロポーザル実施要領
(案)

参考資料 2：いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託プロポーザル評価要領
(案)

参考資料 3：いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託特記仕様書 (案)

別紙 1：いわき都市圏総合都市交通推進協議会設置要綱

別紙 2：いわき都市圏総合都市交通推進協議会運営要領

5 概要

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 会長挨拶

(4) 確認事項

いわき都市圏総合都市交通推進協議会について

(5) 報告事項

① 令和 5 年度実施事業について

② 磐越東線活性化に向けた取組について

(6) 協議事項

いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

(7) その他

(8) 閉会

6 議事内容（○：委員 ⇒：事務局 ➡：会長）

(6)協議事項 いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

○ プロポーザルを実施するにあたって、なぜコンサルタントを起用するのか。

⇒ 地域のニーズに基づき事業を構築するためには、幅広い知見と制度に精通したコンサルタントの提案も必要になると考えている。また、地区との合意形成には、地域、学識、行政、さらには専門コンサルタントが連携していく必要がある。

さらに、今回の実証結果を分析・検証し、今後の実施に向けた改善や他地区への展開など検討するためにも、専門的な知見を有するコンサルタントの活用は有効であると考えている。

➡ いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、本協議会として了承し、今後の契約に向けた手続きに進むということによろしいでしょうか。

○ 異議なし。

(7)その他

・質疑なし

以上